

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○ 様

処分庁 稲沢市長

審査請求人が令和5年1月28日に提起した、稲沢市長が令和5年1月17日付けで行った戸籍の附票の写しの不交付決定に関する処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対して令和5年1月17日付けで行った住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第20条第5項において準用する第12条第6項の規定及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知。令和3年8月26日付け総行住第111号によるもの。以下「住民基本台帳事務処理要領」という。）第5-10に規定される住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置（以下「支援措置」という。）による戸籍の附票全部の写しの不交付決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が違法で

あると主張して、取り消しを求めて審査請求を行った事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、概ね次のとおりであり、本件処分の取消しを求めるものである。

(1) 本件支援措置の実施決定について

ア 本件申出者は、当初受付市町村にて審査請求人を加害者とする虚偽DV申請による支援措置を受け、住所秘匿としているが、実家の住所ではなく虚偽の住所を用いて住民票を移動させている。また、審査請求人に対し、実家で生活をしていることを認めている一方で、支援措置を解除する気はないと言っている。支援措置は本来、配偶者の暴力から逃れるために住所を知られないようにするという特性上、審査請求人の把握していない住所に住民票を移さなければならない。しかし、本件申出者は虚偽の住所を利用することで、請求人が把握していない住所として申請し、堂々と実家での生活を続けており、当該制度の目的外利用であることは明白である。また、本件申出者は審査請求人に住所を隠す行為を行っておらず、審査請求人も本件申出者及び本件対象者の住民登録地を把握している。このことから、支援措置による住所秘匿効果が既に機能していないことは明白である。被害者の保護を目的としているのであれば、既に目的は達成できていないことから、行政の対応として不適切である。支援措置の正当性を主張したいのであれば、処分庁は当初受付市町村長と連携を取り、本件申出者に対して住民票の移動を勧告しなければならない。

イ 審査請求人がDVやストーカーの加害者ではないことは警察でも証明済みである。本件申出者及び本件申出者と同居する義父母は、傷害罪（刑法（明治40年法律第45号）第204条）、強要罪（刑法第223条）、未成年者略取誘拐罪（刑法第224条）、身代金目的誘拐罪（刑法第225条の2）の罪状で告訴受理（〇〇〇警察署受理番号〇号・〇〇〇警察署受理番号〇号）されていることから、審査請求人は被害者である。この件に関し、過

日検察庁から不起訴の通知が届いたが、不起訴だから問題が無いということではない。本件申出者は虚偽の住所を用いて支援措置を受けているなど悪質なため、警察からこれだけの嫌疑をかけられているのである。

ウ 本件申出者が虚偽DVにより行った支援措置に基づいて申し立てた保護命令（〇〇〇〇年〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇に関する保護命令に対する即時抗告事件）は、名古屋高等裁判所にて取り消し判決が出ている。つまり、審査請求人にDVがあったとは認められていない。このことから審査請求人が住民基本台帳事務処理要領第5-10に基づくDV、ストーカー行為の加害者に該当しないこと及び本件申出者が被害者ではないことは明白である。

エ 本件申出者は、離婚訴訟の提訴に際し、また本件対象者の通う幼稚園や各種機関に対し、本件支援措置を盾に自らが暴力被害者であると伝えることで、審査請求人を対外的に加害者に仕立て上げている。住所秘匿効果が既に機能していないにも関わらず、本件支援措置を暴力被害者になるための材料として利用しており、当該制度の目的外利用であることは明白である。このことによって、審査請求人は本件対象者の通う幼稚園からも保護者扱いされておらず、本件対象者と会えない状態が続いており、各種権利が侵害されている。これは、審査請求人の親権（監護教育権・監護権・居住指定権・懲戒権）という権利義務に対して行政が直接的に影響を及ぼしていることに他ならない。

オ 住民基本台帳事務処理要領第5-10-イ-（ア）において、「当初受付市町村長は、申出者が、ア-（ア）に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとして差し支えない。」と規定されているが、審査請求人は最初から本件申出者の現住所を把握しているため、そもそも「当該住所を探索する目的」ではないことは明白であ

る。

カ 当初受付市町村長が何の確認もなく支援措置の申出を受理し、実施決定したことが違法である。支援措置の実施決定に当たり、審査請求人は当初受付市町村長から事実確認など何の調査も受けていない。つまり審査請求人は何も知らされないまま、いつの間にか加害者にされている。処分庁は早急に当初受付市町村長と連携を取り、支援措置の解除に向けて対応すべきである。

キ 住民基本台帳事務処理要領第5-10-オにおいて、「エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えない。」との規定がある。処分庁はこの規定を根拠に、弁明書において「当初受付市町村長が確認した支援措置の必要性に疑義を挟み、更なる調査、確認等を行う必要はない」と主張しており、当初受付市町村長からの依頼に対し、何の疑いも持たずに支援措置の実施を決定している。しかし、審査請求人は本件申出者の現住所を把握し、何度も訪問しており、本件申出者にも実際に会っている。そして、その事実を当初受付市町村長及び処分庁にも伝えている。このことから、審査請求人は、住民基本台帳事務処理要領第5-10-オで規定する「原則」に該当していないことは明白であるため、処分庁は同事務処理要領に基づき、当初受付市町村と連携を取り、事実確認を行うべきである。審査請求人の陥っている状態が「原則」に含まれているのであれば、そもそも支援措置が何の意味も成していない事は明白である。このことから稲沢市役所は過去の支援措置について判断をする必要性はないと主張はできても、少なくとも今現在の本件申出者の支援措置の必要性については疑義を挟み、更なる調査、確認等を行う必要性がある。

(2) 本件処分について

ア 上記(1)で主張したとおり、審査請求人は、住民基本台帳事務処理要領第5-10に基づく加害者に該当しておらず、本件対象者の住民登録地を把握

していることから、処分庁が審査請求人に対して戸籍の附票の発行を拒む理由がないため、本件処分は違法である。

イ 処分庁は、早急に当初受付市町村長と連携を取り、支援措置を解除の上、審査請求人が戸籍の附票を取れるように対応すべきである。この状態では処分庁が犯人（本件申出者）を幣助する形となるため、犯人幫助罪により告訴することも可能である。犯人逮捕のため、迅速に対応すべきである。

ウ 処分庁は、本件処分について当初受付市町村長の責任にしており、何の協議もしていない。戸籍の附票の発行については、当初受付市町村長が行った支援措置の判断とは関係ないことである。地方行政単位で判断することであり、支援措置と戸籍の附票の発行は別問題である。

エ 戸籍の附票が取得できないことから、相続手続及び財産分与の話を進めることができず、審査請求人は本件申出者に対し婚姻費用を長期に渡って支払うことになっている。債権差押命令（〇〇〇〇年〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による差押え）による給与の差押えが開始されており、通常支払わなくていい婚姻費用を支払わなければならないという事態が発生している。婚姻費用という義務に直接的に関与しているため、処分庁が行った本件処分は、妻と共に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 719 条の共同不法行為に該当している。

オ 本件対象者に対する財産管理権に基づき、本件対象者名義での銀行口座を開設したい。口座開設には、本件対象者の身分証明書が必要となるが、年齢が 5 歳（令和 6 年 11 月 21 日時点）のため、運転免許証等を所持しておらず、現住所の記載のある住民票や戸籍謄本（附票）が必要となる。本件処分によりそれが叶わないことは、処分庁が具体的に審査請求人の権利を侵害していることに繋がる。

カ 本件処分の解決方法を処分庁に問い合わせているものの、処分庁からは明示がされず、時間だけが過ぎていき、多額の損害が生じている。審査請求人に対して本来行わなくていい内容を行わせるのは、公務員職権濫用罪（刑法 193 条）に該当している。

2 処分庁の主張及び説明の要旨

(1) 本件支援措置の実施決定について

ア 住民基本台帳事務処理要領第5-10-オにおいては、「エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性があることとする取扱いとして差し支えない。」と規定されている。当初受付市町村長から支援措置申出書の写しの転送を受けた処分庁は、当初受付市町村長が確認した支援措置の必要性に疑義を挟み、更なる調査、確認等を行う必要はないため、当初受付市町村長から転送された支援措置申出書をもとに支援の必要性を確認し、支援措置の実施を決定したものである。

イ 審査請求人は、本件支援措置の実施決定に対し、〇〇〇〇年〇〇〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇に関する保護命令に対する即時抗告事件により決定した保護命令の取り消しを理由に、自身は支援措置における加害者に該当しないため、無効であると主張しているが、住民基本台帳事務処理要領第5-10-イ-（ア）においては、「当初受付市町村長は、申出者が、ア-（ア）に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとして差し支えない。」と規定されており、支援措置の決定に際し、必ずしも保護命令の決定が必要とされていない。また、この即時抗告事件における決定は、審査請求人に暴力があった事実まで否定されたものではない。事実、当初受付市町村長は、保護命令の取り消しが決定した後も支援の必要性を確認し、支援措置の延長を決定している。

ウ 審査請求人は、本件申出者及び本件対象者の住民登録地を把握しており、住所秘匿効果が機能していないことから処分庁における支援措置は無効

であり、戸籍の附票の写しは交付されるべきと主張しているが、このことは審査請求人が判断したことであり、その把握する住所地の真偽に関わらず、当初受付市町村長が本件申出者及び相談機関等の意見から確認した支援の必要性を否定するものではない。そのため、処分庁における支援措置について、必要性が無いとまでは言えない。

エ 処分庁が当初受付市町村長の支援措置の実施決定を覆し、自庁において実施する支援措置を直ちに終了することは、市町村間で連携して申出者を保護する当該制度の観点から望ましくない。

(2) 本件処分について

ア 本件処分は、(1)における支援措置の実施決定を受けて、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)並びに住基法第20条第5項及び同法第12条第6項の規定に基づき行ったものである。住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)においては、「加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合」の取扱いとして、「不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。」と規定されている。この規定は、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合は、主観的目的の内容を問わず、住基法第20条第5項及び同法第12条第6項による「不当な目的」があるものとみなして請求を拒否する旨を定めたものである。

イ 処分庁は、審査請求人が支援措置申出書の加害者欄に記載された者であるため、支援措置の実施期間中において、審査請求人から依頼を受けた審査請求人の直系尊属（上記において「申請者」をいう。）からの本件交付請求も、住基法第20条第5項及び第12条第6項に規定される「不当な目的」があるものと判断し、本件処分を行ったものである。

ウ 住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)ただし書においては、「請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望

ましい。」と規定されている。審査請求人の主張によると、本件交付請求の目的は相続問題若しくは財産分与の手続のためであるとのことだが、審査請求人が自らの権利を行使するため、裁判所や行政機関等に申請等を行うに当たり、戸籍の附票の写しの添付が必要不可欠である場合は、処分庁は審査請求人に直接交付することはできないものの、住民基本台帳事務処理要領に従い、提出先機関等に応じて交付することが可能である。この方法をとれば審査請求人の目的は達成できることから、本件処分は審査請求人の権利行使を必ずしも阻害するものではない。

(3) 結論

以上から、本件処分に違法な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきと主張するものである。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）第 2 条において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」とされている。

また、同法第 9 条において、「配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。」とされている。

(2) 住基法の規定について

住基法第 20 条第 1 項において、「市町村が備える戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。」とされている。また、同項の請求については、同条第 5 項において準用

する第 12 条第 6 項により、「市町村長は、第 1 項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。」とされている。

(3) 住民基本台帳事務処理要領の規定について

ア 住民基本台帳事務処理要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく国の技術的助言による通知である。支援措置は、DV 等の加害者が住民基本台帳等の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的として、この要領により定められているもので、全国的に統一的な取扱いがされており、その目的及び内容について、合理性を有した制度と解される。

イ 住民基本台帳事務処理要領第 5-10-イにおいて、同要領第 5-10-ア-（ア）に掲げる「A 配偶者暴力防止法第 1 条第 2 項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの」、「B ストーカー規制法第 6 条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの」、「C 児童虐待防止法第 2 条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの」又は「D その他 A から C に掲げるものに準ずるもの」から、自身及び自身と同一の住所を有する者について支援措置の実施を求める旨の申出を受けた場合、当初受付市町村長は、両者について支援の必要性を確認したときは、支援措置を行うこととされている。

また、同要領第 5-10-ア-（ウ）において、当初受付市町村長は、申出者が他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合には、その申出について併せて支援措置申出書に記載するよう求めることとされている。

ウ 住民基本台帳事務処理要領第 5-10-イにおいて支援の必要性を確認した当初受付市町村長は、申出者が他の市町村に対して併せて支援措置を実施することを求める場合には、同要領第 5-10-エに基づき、その旨が記載された支援措置申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送するこ

ととされている。そして、支援措置申出書の転送を受けた他の市町村長は、同要領第5-10-オに基づき、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして支援の必要性を確認することとされている。なお、この場合において転送を受けた他の市町村長は、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、転送先の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないとされている。

エ 住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー（イ）-（A）において、住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置として、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合は、住基法に規定する申出を認められるものに該当せず、不当な目的があるものとして請求を拒否するとし、ただし、同要領第5-10-コー（ア）-A-（C）に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとされている。

なお、この場合における「加害者」の考え方については、「DV等被害者支援措置における「加害者」の考え方について」（平成25年10月18日付け総務省自治行政局住民制度課通知）において、「加害者」とは、支援措置申出書の加害者欄に申出者が記載するもので、その記載に当たっては疎明資料等を求めることはしていないことや、審査請求人と申出者との間の訴訟に係争中であるか否かは問わないものであること、一般的な「他人に危害や損害を加える人」という意味での「加害者」と全て一致するものではない等の旨が記載されている。

2 本件処分の適法性及び妥当性について

- (1) 審査請求人の主張の多くは、自らが「加害者」とされた本件支援措置の申出について認められていることに対する不当性を訴えているものと解するが、本件支援措置については、処分庁に対し支援措置の実施を求める旨の申出が

あったものではなく、当初受付市町村長が本件申出者からの申出を受け付け、その必要性を確認し、決定したものである。本件申出者からの求めを受けて、他市町村長へ支援措置申出書の写しが転送されたものとなっていることから、処分庁において本件支援措置の実施決定に対する適否を判断できるものではなく、審査庁においても判断できるものではない。

- (2) 住民基本台帳事務処理要領第5-10-オによると、支援の必要性を確認した当初受付市町村長から支援措置の申出書の転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして支援の必要性を確認することとされており、この場合において、転送を受けた他の市町村長は、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、転送先の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えないと規定されている。これは、市区町村間が相互連携を図りつつ協力して被害者の適切な保護が行われるよう努めるという観点から、一定の合理性を有するものといえる。

本件処分において、処分庁は、当初受付市町村長から送付された支援措置（延長）決定通知及び転送された支援措置（延長）申出書の写しの記載内容から本件支援措置を行う必要性を確認している。さらに処分庁は、当初受付市町村長に対して電話等による聴取調査も数回行っており、慎重な対応に努めている。

これらの確認措置の他に、処分庁が審査請求人の意見を聴取し、又は証拠等を直接取り調べる等の調査を行うことを定める法令等の規定はなく、当該制度の性質上、迅速かつ確実に行われる必要があるものとして事務処理を行った処分庁の対応は、住民基本台帳事務処理要領第5-10-オに定められた手続を適正に実施したものであり、違法性は認められず、不当な点も認められない。

- (3) 住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー（イ）-（A）において、住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置として、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合は、法に規定する申出を認められるものに該当しないとして、請求を拒否するとされており、処分庁は同規定に基づき、本件処分を行ったと認められる。同規

定は、支援措置における加害者からの請求においては、一律に住基法第 20 条第 5 項において準用する第 12 条第 6 項で規定されている不当な目的があるものとみなして請求を拒否することを定めるものであり、加害者の主観的な目的を考慮する制度となっていない。このような制度の趣旨は、DV 等被害者の保護を図る観点から、加害者による暴力等の危険性から退避している被害者の住居所に係る情報が加害者に伝わることを絶対的に回避するために、加害者からの請求目的を逐一精査せずに画一的に対処しようとするものであり、それ自体に合理性があると認められる。

よって、その請求目的に関わらず、審査請求人が本件支援措置における加害者であることから、住民基本台帳事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)に基づき、住基法第 20 条第 5 項の規定により準用される同法第 12 条第 6 項の「請求が不当な目的によることが明らかなきとき」に該当するとして、請求を拒否した本件処分に違法性は見いだせない。

- (4) 審査請求人は、本件処分の解決方法を処分庁に問い合わせているものの、処分庁からは明示がされず、時間だけが過ぎていき、多額の損害が生じていると主張しているが、この点、処分庁は審査請求人から電話等による問合せを受け、住民基本台帳事務処理要領第 5-10-コー(イ)-(A)ただし書に規定されている「請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける(中略)方法」について、審査請求人が相続問題や財産分与の手続において自らの権利を行使するため、裁判所や行政機関等に申請等を行うに当たり、戸籍の附票の写しの添付が必要不可欠である場合は、提出先機関等からの請求に応じて、処分庁から提出先機関等に対し直接交付する制度があるため、関係機関等に相談するよう口頭で教示していることが確認できる。

以上のとおり、本件処分は、本件支援措置の実施決定を受けて、関係法令等の規定に基づき適正に行われたものであり、処分庁の裁量権の逸脱、濫用と言える事情も認められず、違法性又は不当な点は見当たらない。

なお、本件の争点は、本件対象者について実施された支援措置を前提として「令和 5 年 1 月 17 日付けで行われた本件処分」が違法又は不当であるか否かである。

審査請求人は、当初受付市町村長が何の確証もなく支援措置の申出を受理し、実施決定したこと及び当該支援措置の実施決定に基づき処分庁が本件処分を行ったことは違法であると主張しているが、処分庁は住民基本台帳事務処理要領に基づき事務を行ったに過ぎず、この処理に何ら問題はない。

よって、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年5月22日

審査庁 稲沢市長 加藤 錠 司 郎

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、稲沢市を被告として（訴訟において稲沢市を代表する者は稲沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記は謄本である。

令和6年5月22日

稲沢市長 加藤 錠 司 郎